いずれのコースも、我が国の人事行政について、その基本的な考え方や運用、新たな動向等を紹介するとともに、討議や各国との比較研究を通じ、各国の人事行政の実情に適合した人材マネジメントを参加者自らが考えることを内容としている。

各コースの実施状況は次のとおりである。

ア　上級人事管理セミナー

平成27年度は、６か国６人を対象に、約２週間にわたり実施された。

平成３年度の開始から平成27年度までの参加者は、合計64か国（地域）235人である。

イ　人事行政セミナー

平成27年度は、10か国10人を対象に、約３週間にわたり実施された。

平成11年度の開始から平成27年度までの参加者は、合計65か国（地域）177人である。

⑵　上級国家行政セミナー

各国の中央政府機関の上級幹部職員を対象に、我が国のガバナンスと社会経済の発展の経緯を紹介しつつ、様々な政策課題についての討議等を通じて、各国の社会経済の発展に資する行政の在り方を考える研修である。

平成27年度は、６か国（地域）８人を対象に、約３週間にわたり実施された。

昭和61年度の開始から平成27年度までの参加者は、72か国（地域）312人である。

⑶　国家公務員制度に関するベトナム政府への支援

ア　ベトナム政府の国家指導者候補者研修の支援

ベトナム政府の幹部育成を所掌するホーチミン国家政治学院は、将来の上級幹部を育成するための研修を平成24年度末から実施しており、人事院はＪＩＣＡの３年間の技術協力プロジェクトの一環として、当該研修プログラムの一部の実施を支援した。具体的には、人事院及び他府省の幹部行政官ＯＢや学識経験者等をベトナムに派遣し、公務員制度、国営企業改革をテーマに、講義や演習等を公務員研修所の有するこれまでの蓄積やノウハウをいかして行うとともに、ベトナムでの研修成績優秀者を対象とする訪日研修の企画立案の支援と受入れを行った。また、ホーチミン国家政治学院の研修実施能力を強化するための支援として、公務員研修所の有するノウハウをいかし同学院の講師陣を対象とした研修技法等に関する研修を実施した。

イ　ベトナムにおける公務員採用試験制度改革の支援

ベトナム政府は、現在、公務員採用試験制度の改革に取り組んでおり、人事院は、平成26年度から開始された本改革に関するＪＩＣＡ技術協力プロジェクトに対し協力・支援を行っている。具体的には、訪日研修の企画立案の支援と受入れに加え、ベトナムへの専門家派遣を行い、現地でセミナー等を行った。平成28年度も、ベトナム側のニーズを踏まえ、引き続きこれらの支援を行うこととしている。

3　日中韓人事行政ネットワーク

平成16年11月の日中韓首脳会議において承認された「日中韓三国間協力に関する行動戦略」において、文化・人的交流分野の三国間協力の一つとして日中韓人事行政ネットワーク構想が盛り込まれたことを受け、平成17年１月、人事院、中華人民共和国人事部（現：人力資源・社会保障部）及び大韓民国中央人事委員会（現：人事革新処）との間で本ネットワークが発足した。

現在は、日中韓人事行政ネットワーク覚書及び平成26年12月に策定された第７次協力計画に基づき、各種協力事業を実施している。

平成27年度に開催された主な協力事業は次のとおりである。

⑴　第８回三国若手・中堅職員合同研修

５月、中国・北京において日中韓の中央人事行政機関の若手・中堅職員が合同で研修を行い、様々な行政課題について英語にて幅広く議論

⑵　各府省行政官の交流

ア　日本からの派遣

10月、韓国人事革新処中央公務員教育院に対し、各府省から課長補佐級14人を公務員研修所の研修員として派遣

11月、中国外交部、山東省日照市等に対し、各府省から課長補佐級14人を公務員研修所の研修員として派遣

イ　日本への受入れ

12月、韓国政府職員20人を受け入れ、我が国の人事行政に関する講義や最近の行政課題に係る日韓行政官の意見交換会などを行う研修を実施

⑶　第９回三国共催シンポジウム

11月、中国・北京において「公務員の人事評価」をテーマに、各国の取組と最新の動向に関するシンポジウムを開催

⑷　人事行政に関する情報交換

韓国人事革新処より、同国における公務員年金改革の経緯及び内容に関する記事の提供があり、人事院月報に掲載

⑸　第７回トップ会談

９月、韓国・ソウルにおいて三国の人事行政機関の長（一宮なほみ人事院総裁、李根勉（イ・グンミョン）韓国人事革新処長、信長星（シン・チャンシン）中国人力資源・社会保障部副部長）が一堂に会して第７回トップ会談を行い、これまでの成果を確認するとともに、有効期限を迎えていた本ネットワークを引き続き継続し、人事行政分野における三国間の協力関係を更に進めていくことで合意

4　マンスフィールド研修

米国国務省は、マイク・マンスフィールド・フェローシップ法（1994年４月成立）に基づき、日本に対する深い理解を持つ同国政府職員の育成を図るための研修（マンスフィールド研修）を行っている。研修員は、連邦政府各機関から幅広く選抜され、約２か月間のホームステイの後、約10か月間、日本の各府省、国会議員事務所、民間企業等に配置され日常業務を通じた研修を受けている。

人事院は、外務省と協力しつつ、研修員の各府省等への受入れのアレンジをはじめ、オリエンテーション、調査見学旅行、公務員研修所の実施する行政研修への参加等の共通プログラムを企画・実施している。

平成27年度は、第20期研修員10人を９月から10か月間の予定で受け入れた。

これまでの研修員の米国政府における出身機関は、表８－１のとおりである。

表8-1　**マンスフィールド研修員（第１期～第20期）の出身機関別人数**

（単位：人）

米国における出身機関名	人数	米国における出身機関名	人数
農務省	2	財務省	9
商務省	11	環境保護庁	7
国防総省	30	合衆国輸出入銀行	2
教育省	2	連邦通信委員会	3
エネルギー省	4	連邦調達庁	1
食品医薬品局	10	航空宇宙局	1
国立衛生研究所	1	中小企業庁	1
連邦緊急事態管理庁	1	国際開発庁	3
司法省	5	連邦議会	8
連邦捜査局	9	連邦準備銀行	1
国務省	6	証券取引委員会	1
運輸省	5	原子力規制委員会	1
連邦航空局	6	合計	130

5　外国からの調査訪問対応

我が国の公務における人事管理、人材育成等についての実態の把握等のため、平成27年度は、10か国（地域）194人の外国政府職員等が来訪した（表８－２）。

これら訪問者に対しては、それぞれの国及び機関における人事行政等の現状や訪問者個々の問題意識に応じて日本の公務員制度やその運用実態等について説明等を行うとともに、意見交換を行った。